



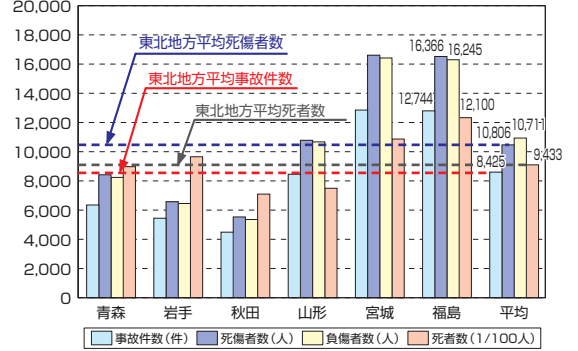
福島県新道路計画の基本方針と基本方針別整備計画

暮らし・安全（あんしん）

安全で安心な暮らしを支えるふくしまの道づくり

国道115号（石田工区）、国道118号（高槻工区）等の災害防除事業など
国道118号（矢祭町戸塚）等の交通安全施設等整備事業

(人・件) H19東北6県交通事故発生状況（H20交通白書より）



歩道の整備、交差点の改良等

交通安全施設等整備事業

地域の実情に応じきめ細やかな対策を含めて、緊急性の高い通学路の歩道、自転車歩行者道の整備を重点的に進めるとともに、あんしん歩行者エリアや事故危険箇所等において交差点改良等の交通事故防止対策を推進する。

今後少子高齢化がさらに進行する状況を踏まえ、高齢者、児童、身体障がい者等あらゆる人が安全で安心できる歩道整備を推進する必要がある。

交通事故の状況

交通事故の発生状況は、過去最高であった平成13年に比べ減少傾向にあるが、依然として厳しい状況にあり、東北6県では事故発生件数が多い状況にある。

交安指定道路（※1）及び通学路（※2）延長・内訳

(H20.4.1現在)

道路種別	実延長(km)	交安指定道路			通学路			
		指定道路(km)	整備延長(km)	整備率(%)	指定道路(km)	整備延長(km)	整備率(%)	
高速自動車国道（直轄管理）		17.1						
一般国道（直轄管理）	499.8	499.8			188.7			
県管理道路	一般国道	1,498.0	967.5	543.3	56.2%	190.3	144.6	76.0%
	主要地方道	1,812.5	1,223.6	573.8	46.9%	302.7	234.3	77.4%
	一般県道	2,292.0	1,260.6	468.9	37.2%	348.5	201.9	57.9%
	県管理道路計	5,602.5	3,451.7	1,586.0	45.9%	841.5	580.8	69.0%
	市町村道	32,553.7	2,197.0			1,336.1		
合計	38,356.0	6,165.6			2,366.3			

交通事故発生状況（福島県）

年	発生件数(件)	死者数(人)	傷者数(人)
H11	13,799	171	16,479
H12	14,891	192	18,853
H13	15,691	210	20,067
H14	15,455	200	19,905
H15	15,437	169	19,279
H16	14,854	162	19,085
H17	14,186	143	18,164
H18	13,627	136	17,353
H19	12,744	121	16,366
H20	11,717	113	14,659

歩道・自歩道の整備の進め方

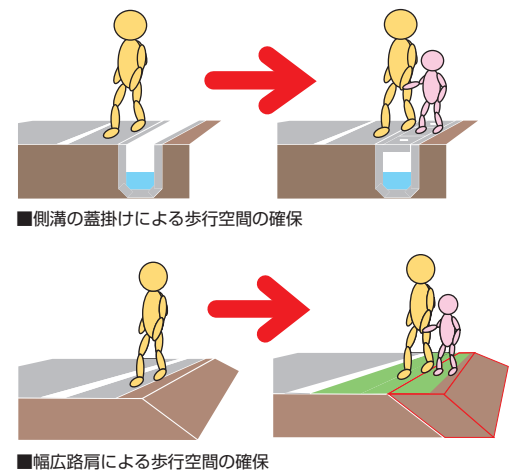
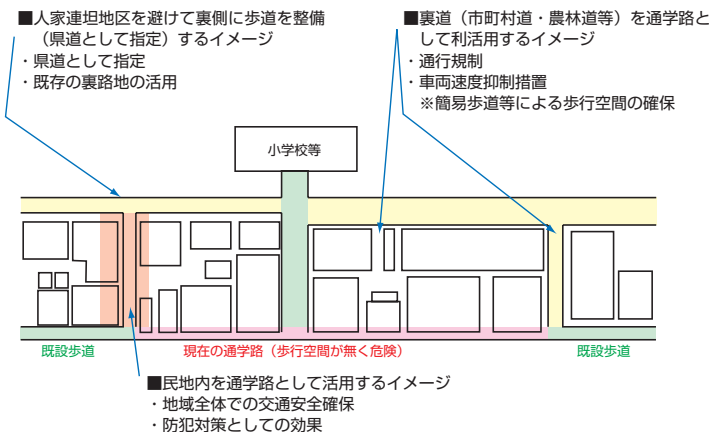
依然として厳しい道路交通安全を取り巻く状況に鑑み、道路管理者と交通管理者（公安委員会）が協働で作成した「交通安全施設等整備事業実施計画」に基づき、下記の方針により歩道・自転車歩行者道の整備を進めます。

□緊急性の高い小学校通学路を中心とした歩道、自転車歩行者道の整備を重点的（※a）に進めるとともに、側溝の蓋かけや幅広路肩の採用など、地域の実情に応じたきめ細やかな対策（※b）、並びに既成概念にとらわれない歩行空間の確保（※c）にも積極的に取り組みます。

- ※a・地域にとって真に必要な規格・規模を見極める。
- ※b・地域の実情に応じたきめ細やかな対策の例
 - 2.0m未満の幅員の採用
 - 側溝蓋かけによる歩行空間の確保
 - 幅広路肩の採用による歩行空間の確保
- ※c・既成概念にとらわれない歩行空間の確保の例
 - 交通量の多い表通りを避けて交通量の少ない通りを通学路として活用することを検討。
 - 道路に平行する道路管理者以外の水路敷等を利用した歩行空間の確保を検討。



既成概念にとらわれない歩行空間確保のイメージ図



● 交通安全指定道路

● 交通安全指定道路とは

《「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」第3条の規定に基づく道路の指定》

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条の規定に基づき、国家公安委員会及び国土交通大臣は、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路を、都道府県公安委員会及び当該道路の道路管理者の意見を聞いた上で、特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路として指定。

□交通安全指定道路の指定基準

①1号該当区間（規則第1条第1項第1号関係）（交通事故死傷率により判断）

当該道路の区間における1日当たりの自動車及び原動機付自転車の交通量が次の表の上欄に掲げる交通量に該当し、かつ、当該道路の区間における交通事故死傷率が、当該交通量に応じ、それぞれの同表の下欄に掲げる数値以上であるもの。

交通量	500台以上 1,000台未満	1,000台以上 3,000台未満	3,000台以上 5,000台未満	5,000台以上 7,500台未満	7,500台以上 10,000台未満	10,000台以上
交通事故死傷率	300	250	200	200	100	50

交通事故死傷率（事故率）

$$\frac{\text{当該道路の区間における1年間の交通事故による死者数}}{\text{当該道路の区間における1日あたりの自動車及び原動機付自転車の交通量} \times 365 \times \text{当該道路の区間の延長}} \times 1 \text{億}$$

(単位 キロメートル)

②2号該当地区（規則第1条第1項第2号関係）（あんしん歩行エリア）

①に掲げるものを除くほか、単位面積当たりの人の死傷に係る交通事故の発生件数が特に多いと認められる地区（あんしん歩行エリア）に含まれるもの。

③3号該当区間（規則第1条第1項第3号関係）

②に掲げるものを除くほか、付近に保育所、幼稚園、小学校又は児童公園があること、市街地を形成している地域内にあり、かつ、交通量が著しく輻輳していること、その他特殊の事情により交通事故が多発するおそれが大きいと認められるもの。

- (1) 付近に保育所、幼稚園、小学校又は児童公園があること。
- (2) 人口集中地区（DID地区）内で車道部の幅員が5.5m以上の区間。
人口集中地区（DID地区）内で車道部の幅員が5.5m未満の場合は下記による。
Ⅰ 歩行者、車両等が集中して安全かつ円滑な通行が妨げられている場合
Ⅱ 交差点流入部が一方通行になっている場合等
- (3) その他特殊の事情により交通事故が多発するおそれが大きいとは下記による。
Ⅰ 付近に高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる施設、その他特殊な施設があるため、特に危険が高いと認められるもの。
Ⅱ 特殊な地形、道路形状等のために特に危険が高いと認められるもの。
Ⅲ 自動車が高速で通行する等により特に危険が高いと認められるもの。
Ⅳ 大型自動車が集中して通行する等により特に危険が高いと認められるもの。
Ⅴ 道路の新築、改築等により既設道路の形状又は交通流・量が変化し、危険性が著しく増加することが明らかであると認められるもの。
Ⅵ 歩行者、車両等の交通量が多く、交通事故の発生のおそれが大きいと認められるもの。

④4号該当地区（規則第1条第1項第4号関係）（円滑化対策地区）

道路管理者が実施する道路事業（交差点改良、道路拡幅、バイパス建設等）箇所を含み、交通の円滑を図ることにより効果的に交通事故を防止することができる認められる地区であって、次に掲げる要件のすべてを満たすもの。

- (1) 道路、河川、鉄道その他のものが原則として当該地区の外縁を構成すること。
- (2) 当該地区の面積は、10～20km²程度であること。

● 法指定通学路

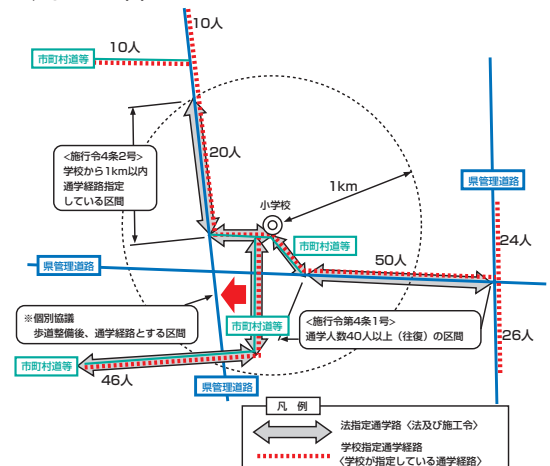
福島県における通学路の考え方は、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」及び「同施行令」を踏まえ、下記のとおりとする。

◎ 「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令」第4条
法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

1 児童又は幼児が小学校（盲学校、聾学校又は養護学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため1日につきおおむね40人以上通行する道路の区間

2 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から1km以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

◆イメージ図



●自転車利用の促進

●大規模自転車道（サイクリングロード）の整備

自転車は、エコ意識や健康意識の高まりによってあらためてその価値が見直されてきており、今後も利用者が増加していくことが予想されます。よって自転車交通の安全を確保し、心身の健全な発達や健康の増進に寄与することを目的として、自転車道の整備を進めていきます。



●（一）会津若松熱塩温泉自転車道 会津若松区（会津若松市）



(H21.4.1現在)

サイクリングロード名	県道名	延長	供用済延長
みちのくサイクリングロード	須賀川二本松自動車道線	32.1km	全線供用済
久慈川サイクリングロード	矢祭棚倉自転車道線	22.0km	全線供用済
大川喜多方サイクリングロード	会津若松熱塩温泉自転車道線	50.8km	22.4km

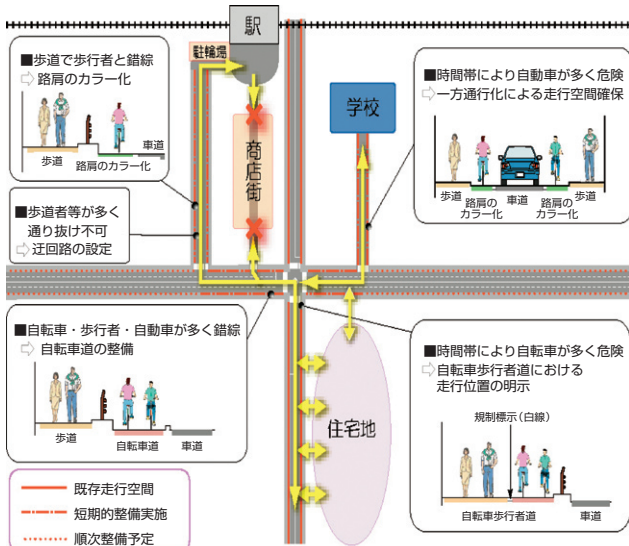
●自転車通行環境に関するモデル地区事業（歩行者と自転車を分離する新たな交通安全対策）

道路管理者と警察が連携し、歩行者・自転車・自動車が分離された自転車走行空間を創出します。

特に、今後の整備の模範となる全国98箇所のモデル地区（福島県内では福島地区、郡山地区、会津若松地区の3箇所）において、平成20年度より2年間で先進的・総合的な取り組みを実施します。

また、モデル地区以外の地域においても自転車が連続的に通行できるネットワーク構築を推進し、自転車通行環境の総合的な整備を計画的かつ総合的に進めていきます。

●モデル地区イメージ



●（一）水原福島線外 福島市外工区（福島市 信夫橋付近）



● あんしん歩行エリア

● あんしん歩行エリアとは

歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するために、緊急的に対策を講ずる必要があると認められる地区において、都道府県公安委員会または関係道路管理者の申請に基づき国家公安委員会及び国土交通省が指定する地区。

福島県では、平成20年度に8箇所が指定された。

□ あんしん歩行エリアの要件（平成20年度）

- ①人口集中地区（DID地区）内であること
- ②当該地区における平成16年から平成18年までの歩行者・自転車死傷事故の年間平均事故発生割合が12.65件/km²年以上であること
- ③当該地区の面積が概ね1km²程度

□ あんしん歩行エリア内での対策例

【公安委員会】

- ・ 交通規制（速度規制、駐車禁止、車両通行止め、規制標識・規制標示の設置等）
- ・ 交通管制（信号機設置や高度化、交通情報板の設置等）

【道路管理者】

- ・ 幹線道路対策（交差点改良、道路照明の設置等）
- ・ 歩道、歩車共存道路、簡易な方法による歩行空間の創造等
- ・ 自転車レーンなど自転車通行環境の整備
- ・ 車両速度を抑制する道路構造（ハンプ、クランク等）

● 県内のあんしん歩行エリア指定一覧

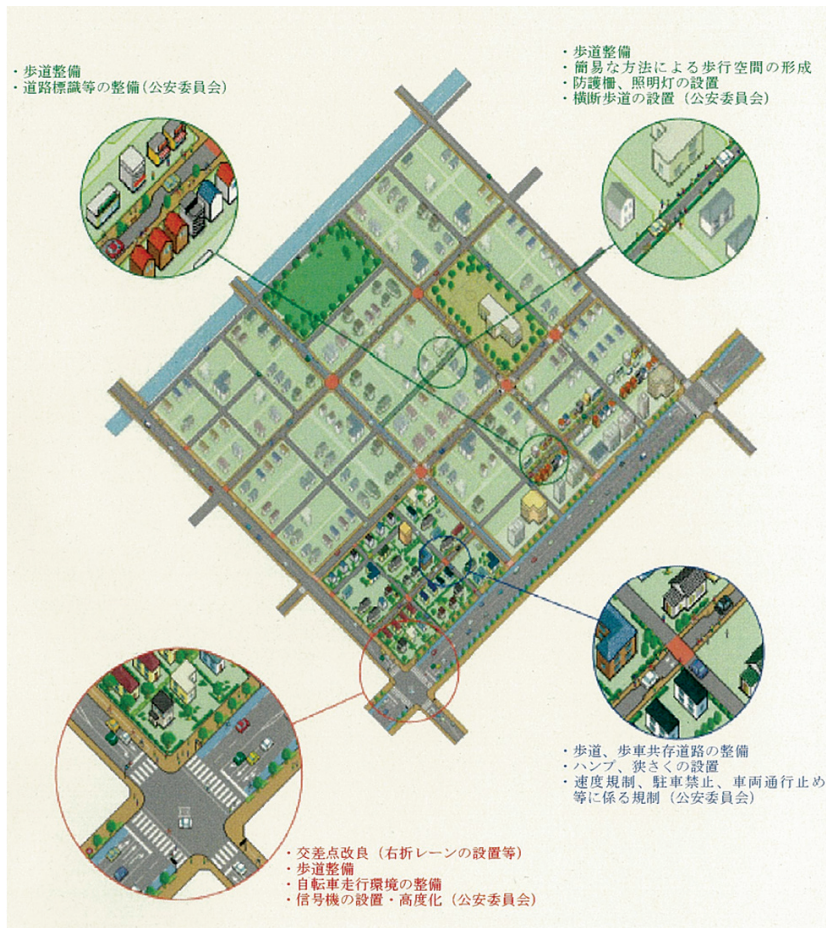
地区名	土地利用	面積 (ha)	事故数 (件/km ² ・年)
1 福島中央地区	商業系	133	432
2 福島南地区	住居系	144	478
3 郡山駅前地区	商業系	146	201
4 郡山開成地区	住居系	129	443
5 会津若松中央地区	商業系	118	206
6 原町地区	商業・住居系	150	297
7 いわき平地区	商業・住居系	184	127
8 いわき植田地区	商業・住居系	105	
計		1,110	

□ 今後の対応（あんしん歩行エリア）

特定交通安全施設等整備事業実施計画に基づき、エリア内における歩行者・自転車に係る死傷事故を約2割抑止を目標に地域住民および関係機関とともに事業を推進する。

事故危険箇所対策の整備イメージ

あんしん歩行エリアの概念図





● 事故危険箇所対策

● 事故危険箇所

事故発生割合の高い区間のうち、道路整備や交通安全施設整備によって対策効果が見込まれる区間を、事故危険箇所として選定し、公安委員会と道路管理者が連携して集中的な交通事故抑止対策を実施する。

福島県では、平成15年度に60箇所、平成20年度に20箇所が指定された。

□ 事故危険箇所の抽出基準（平成20年度）

- A：平成15年から平成18年の4年間における平均的な交通事故発生状況が下記要件をすべて満たす箇所
- ・ 死傷事故率：100件/億台キロ以上
 - ・ 重大事故率：10件/億台キロ以上
 - ・ 死亡事故率：1件/億台キロ以上
- B：Aに準ずる箇所のうち、交通事故が多発するおそれ大きいと認められ、緊急的、集中的な対策が必要な箇所

● 事故危険箇所の対策状況（県管理道路）

指定年度	箇所数	対策済	対策中
平成15年度	41	38	3
平成20年度	9		

平成24年度までに対策を実施

□ 道路管理者別指定箇所一覧表

管理者	平成15年度			平成20年度		
	単路部	交差点部	合計	単路部	交差点部	合計
直轄道路	1	18	19	2	18	20
県管理道路	17	24	41	6	3	9
合計	18	42	60	8	21	29

□ 事故危険箇所の対策例

【公安委員会】

- 信号機の設置、信号現示の調整、停止線の明確化等

【道路管理者】

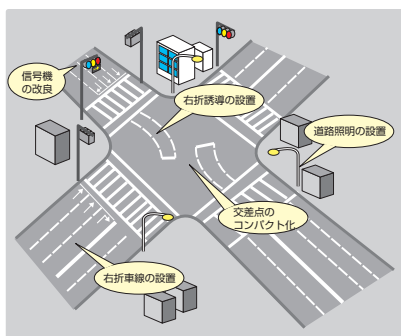
- 歩道の整備、道路照明の設置、交差点改良、視線誘導標の設置等

□ 今後の対応

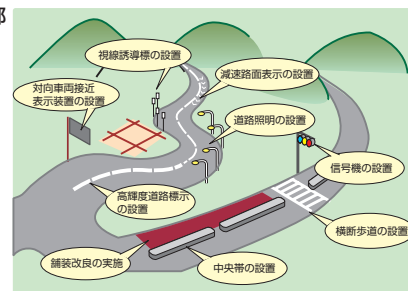
特定交通安全施設等整備事業実施計画に基づき、当該箇所の死傷事故を約2割抑止を目標に地域住民および関係機関とともに事業を推進する。

事故危険箇所対策の整備イメージ

交差点部



単路部



・ 国道401号 会津若松市



● 事故多発地点の対策

「事故危険箇所」以外で交通事故が多発している箇所（「事故多発地点」と称する）について、「福島県道路環境整備技術調査委員会」により、現地調査や検討会を行い、事故対策を実施している。

※ 「福島県道路環境整備技術調査委員会」構成

- ・ 学識経験者
- ・ 福島県警察本部
- ・ 国土交通省（県内事務所）
- ・ 福島県土木部・生活環境部（事務局：生活交通課）

● 平成18年度事故多発地点調査箇所における対策後の交通事故発生状況

調査箇所15箇所（うち県管理道路7箇所）

	交通事故発生状況					
	H16	H17	H19	H20		
件数	(27) 49	(27) 57	(14) 35	(10) 32		
死者数	(0) 0	(1) 1	(1) 1	(0) 0		
負傷者数	(35) 61	(31) 66	(15) 42	(13) 40		
対策前後の比較	対策前 (H16~H17)		対策後 (H19~H20)		対策後/対策前	
	106	(54)	67	(24)		63.2% (44.4%)
	1	(1)	1	(1)		
	127	(66)	82	(28)		

※ () 内うち県管理道路

災害防除事業

● 平成8年度道路防災総点検（豪雨・豪雪）

道路防災総点検は、豪雨・豪雪等による災害を防止するため、道路法面の安定性等について詳細な点検を行い、さらにその結果を今後の道路防災対策に反映していくためのものである。

点検結果については、点検後の対応策等を記した「防災カルテ」の作成や点検結果のデータベース化等を図っている。

点検箇所の安定度の評価については、①対策が必要とされる（要対策）、②防災カルテを作成し対応する、③特に新たな対応を必要としないの3段階に評価している。

● 平成8年度道路防災総点検（豪雨・豪雪）要対策箇所解消状況

(箇所数)

点検項目	要対策	平成19年度未完了	平成20年度完了	平成20年度未解消	平成21年度以降残	
1.落石崩壊	2,307	577	44	621	1,686	
2.岩石崩壊	177	66	3	69	108	
3.地すべり	5	0	0	0	5	
4.雪崩	79	39	2	41	38	
5.土石流	57	0	0	0	57	
6.盛土	163	11	0	11	152	
7.地吹雪	220	52	0	52	168	
8.橋梁基礎の洗掘	80	5	0	5	75	
9.擁壁	182	13	0	13	169	
10.その他	1	0	0	0	1	
合 計	箇所数	3,271	763	49	812	2,459
	率		23.3%	1.5%	24.8%	75.2%

(平成21年3月末現在)

● 緊急輸送路内における要対策箇所解消状況

(箇所数)

管 内	緊急輸送路箇所			対 策 完了数	未対策 箇所数	要対策箇所数（全体）			摘 要
	1次	2次				対策完了箇所数	未対策箇所数		
県 北	46	13	33	26	20	302	77	225	
県 中	133	13	120	58	75	452	147	305	
県 南	54	8	46	7	47	447	106	341	
会津若松	30	0	30	8	22	598	92	506	
喜多方	8	1	7	3	5	104	71	33	
南会津	105	23	82	55	50	427	100	327	
相 双	114	21	93	57	57	678	128	550	
いわき	21	0	21	8	13	263	90	173	
合 計	511	79	432	222	289	3,271	811	2,460	

(平成21年3月末現在)

災害防除

本県は、山岳地帯を走る道路が多いため崩落等危険箇所が多く、近年の局地的な豪雨等により各地で落石被害が発生しています。このため、H8道路防災総点検に基づき、要対策箇所のうち緊急性の高い箇所から事業着手し、災害や事故の防止を図ります。

● 国道115号（相馬市山上地内）
H18.6.7 集中豪雨による被災状況



国道115号の通行止めにより、地元の物流業界や地域住民の交通に大きな影響が出ました。

未然に事故を防ぐため

● 落石防護工施工 国道115号（相馬市山上）



対策前



対策後

橋りょう補修事業（補助・県単独・地方道路整備臨時交付金）

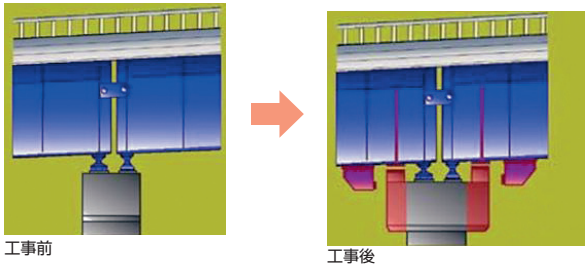
緊急橋りょう改修事業（県単独事業）

橋梁の補修については、地震に備えた対策を実施する「震災対策」、車両制限令改正に伴う車両の大型化対策である「制限令対策」、及び「老朽橋（損傷橋）対策」の3つの柱で実施している。

● 耐震対策

H8道路防災総点検に基づき、昭和55年道路橋示方書より古い基準を適用した橋梁のうち、平成7年の兵庫県南部地震等の既往地震で被災事例の多かった同種類橋梁に対して、被災時の緊急輸送路の機能確保を目的に落橋防止及び橋脚補強の対策を優先的に行っている。

● 落橋防止装置



工事前

工事後

● 緊急輸送路（1次・2次）における対象橋梁数（15m以上）
425橋うち 要対策橋梁数：255橋

種別	要対策橋梁数	H20年度末整備数		H21年度以降残
		橋梁数	率	橋梁数
国道	190橋	157橋	82.6%	33橋
(うち優先確保ルート)	(64橋)	(61橋)	95.3%	(3橋)
主要地方道	52橋	46橋	88.5%	6橋
一般県道	13橋	10橋	76.9%	3橋
合計	255橋	213橋	83.5%	42橋

● 上記のほか、高速道路、新幹線を跨ぐ橋梁：15橋

国道・県道	15橋	15橋	100%
-------	-----	-----	------

● (主) 福島吾妻裏磐梯線（福島市・あづま陸橋）



施工前



施工後

● 制限令対策

H5年11月の車両制限令の改正に伴い、工業団地等の物流拠点と高速自動車国道等をネットワークする県管理道路における橋梁について、桁及び床版等の補強を実施し、整備された道路を「指定道路」に指定している。今後も、指定道路延長を延伸していく。

● 橋梁長寿命化（老朽橋）対策

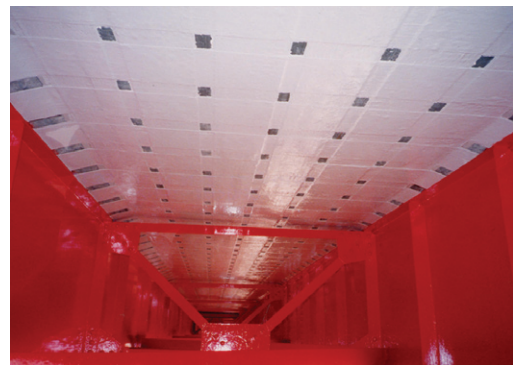
平成20年3月現在で、建設後50年を経過した老朽橋が約500橋（全体の約10%）ある。さらに20年後には高度成長期に集中して建設された橋梁が加わることで、全体の約60%が老朽橋で占めることとなる。

このことから、将来、構造的に影響を及ぼすと想定される損傷について計画的な対策を進め、橋梁の劣化進行を抑制するなど、予防保全を基本とした橋梁の長寿命化に取り組み、ライフサイクルコストの低減を図ります。

● 国道118号（大平橋）
床版補強対策状況



施工前



施工後

福島県新道路計画の基本方針と基本方針別整備計画

暮らし・安全（あんしん）

雪や寒さを克服するふくしまの道づくり

国道289号（蒲生橋工区）只見町、
国道401号（松坂工区）会津美里町、
（主）喜多方会津坂下町（三丁目工区）喜多方市
等の防雪事業など

雪を排除する除雪事業、雪崩、地吹雪を防止する施設や消融雪施設などを整備する防雪事業及び流雪溝や堆雪幅の確保を整備する凍害防止事業は、道路の冬期交通を確保し、産業の振興と民政の安定に寄与するため、計画的な事業の実施に努めています。

除雪事業（補助・県単独事業）

● 車道除雪

- ・冬期交通を確保するために車道の除雪を行うものです。
- ・車道除雪は、県管理道路の384路線5,602.5kmのうち、92%を実施しております。

● 一般除雪（11月～3月）

□ 積雪地域

- ① 路線数：183路線
- ② 実延長：2,103.4km

□ 寒冷地域・その他

- ① 路線数：230路線
- ② 実延長：3,050.5km

□ 合計

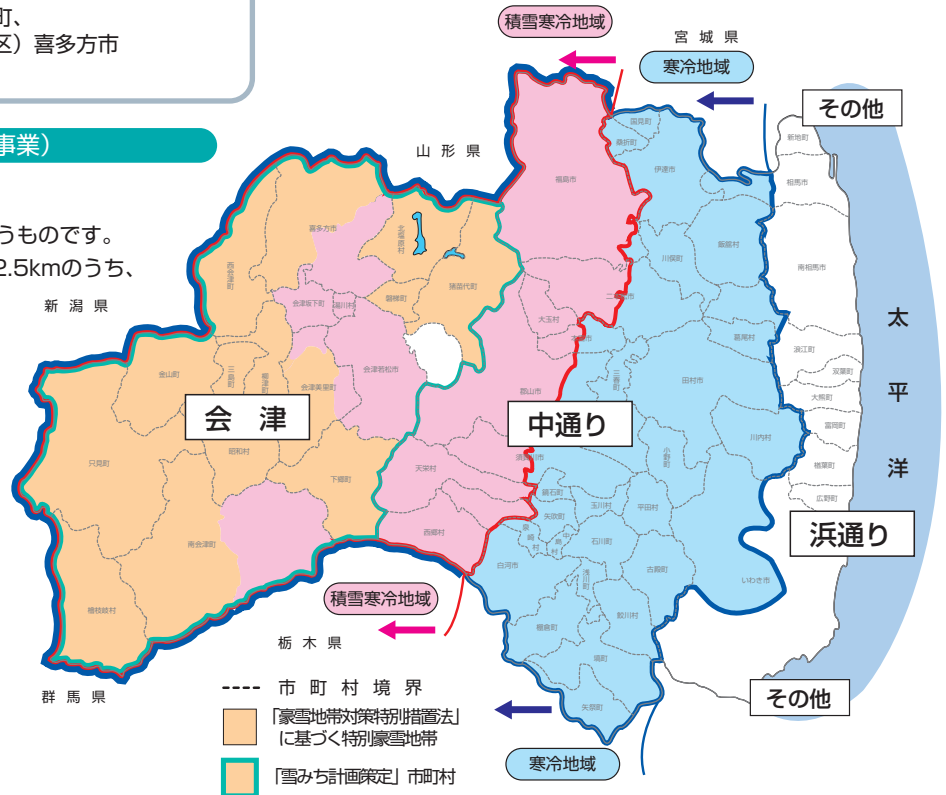
- ① 路線数：380路線
- ② 実延長：5,153.9km

● 春先除雪（4月～5月）

☆冬期間の積雪により交通不能となっていた区間の除雪を行うものです。

- ① 路線数：19路線
- ② 実延長：187.6km

※上記数字は、平成20年12月現在。



ロータリー除雪車による拡幅作業



凍結抑制剤散布車による散布状況

● 路面凍結対策

・本県では、冬期間における路面の凍結対策として、下記に該当する箇所を事前に設定し、機械散布や人力散布により路面の凍結対策を重点的に実施しています。

- ① 峠部などの縦断勾配の急な坂路
- ② 平面曲線が小さい、又は、見通しの悪いカーブで日影となる箇所
- ③ 橋梁、トンネル、スノーシェッド等の出入り口付近 ～など～

・また、機械散布や人力散布による事前散布を主に実施しているが、主要道路の峠部などの凍結しやすい箇所を特に選定し、積雪寒冷地域内における21路線79箇所に自動散布施設を設置しています。

・除雪計画の中で凍結抑制剤の散布対象箇所を定めているが、それでも凍結の恐れがある箇所として、全県下に約1,200箇所に滑止め用砂箱を設置しています。

● 凍結抑制剤散布延長（平成20年12月現在）

（単位：km）

	機械散布	人力散布	合計
積雪地域内	598.4	28.0	626.4
積雪地域外	384.4	367.8	752.2
合計	982.8	395.8	1,378.6

● 車道除雪機械配置計画総括表（平成20年12月現在）

事務所名	除雪延長 (km)	通常配置計画			合計	摘要
		県有機械	市町村機械	借上機械		
県北	1 県北建設	310.3	17	37	54	
	2 保原土木	219.7	3	19	22	
	3 二本松土木	284.5	4	16	21	
		814.5	24	72	97	
県中	4 県中建設	303.4	13	22	36	
	5 三春土木	374.7	3	30	33	
	6 須賀川土木	233.6	9	6	15	
	7 石川土木	243.4	1	12	13	
		1,155.1	26	70	97	
県南	8 県南建設	289.2	9	10	19	
	9 棚倉土木	255.5	1	15	16	
		544.7	10	25	35	
会津若松	10 会津若松建設	329.9	33	22	55	
	11 宮下土木	199.4	26	13	39	
		529.3	59	35	94	
喜多方	12 喜多方建設	305.0	34	24	58	
	13 大峠道路	9.8	4		4	
	14 猪苗代土木	127.9	23	6	29	
	15 土湯道路	24.9	6		6	
		467.6	67	30	97	
南会津	16 南会津建設	166.0	28	3	31	
	17 山口土木	171.6	33	5	38	
		337.6	61	8	69	
相双	18 相双建設	394.8	4	23	27	
	19 富岡土木	360.3	1	36	40	
		755.1	5	59	67	
いわき	20 いわき建設	394.6		34	34	
	21 勿来土木	155.4		7	7	
		550.0		41	41	
合計	5,153.9	252	78	267	597	



● 歩道除雪

・会津地域の28市町村が策定した「雪みち計画」に基づき、冬期歩行者空間におけるネットワーク確保の観点から、通学路や日常生活に頻繁に利用されている歩道を中心に歩道除雪を図るものです。

(平成20年12月現在：17市町村)

※平成15年9月24日付けで国の認定を受けている。

・歩道除雪は、県管理道路1,574.8kmのうち、約2割と低い実施状況となっています。

● 歩道除雪延長（平成20年12月現在）

道路種類	管理道路	除雪計画	除雪率	備考 (のべ延長)
	道路延長 (A)	道路延長 (B)	B/A	
一般国道	533.1	98.4	18%	133.5
主要地方道	569.1	93.2	16%	107.6
一般県道	472.6	59.9	13%	71.3
計	1,574.8	251.5	16%	312.4

★歩道除雪の充実に向けて★

- ・歩道除雪については、約2割となっていることから、住民との協働の理念のもと、住民生活と一体となった歩道除雪を行うため、歩道除雪機械をボランティア等の地域住民に貸与しています。
- ・平成16年度から導入を図り、現在、13団体のボランティアにより歩道除雪を行っており、今後とも積極的な推進を努めてまいります。

● うつくしまの道サポート制度（平成20年12月現在）

管内名	団体数	路線数	のべ延長 (km)
会津若松	5	4	4.8
喜多方	4	5	2.2
南会津	4	1	14.5
合計	13	10	21.5



ボランティアによる歩道除雪の状況

チャレンジ！ふくしま「ゆい（結）の道」作戦 ～試験除雪～

■目的

豪雪地帯である会津地方の中山間地域における冬期交通不能区間の短縮や解消などを図るものです。

■事業概要

冬期交通不能区間のうち、雪崩危険箇所の対策などが完了し、諸条件が整った区間について、平成20年度からの3ヶ年試験除雪を行うものです。

■期待される効果

冬期通行止めにより、大幅な迂回を余儀なくされている地域住民に対して、生活の利便性などの向上が図られます。



国道459号（見頃峠）

■事業箇所など

冬期交通不能区間38路線52箇所（311.1km）のうち、国道401号（博士峠）など4路線4箇所（34.2km）で通年通行、または、通行止め期間の短縮に努めるものです。

● 試験除雪箇所

(単位：km)

番号	市町村名	種別	路線名	箇所名	延長	通行止め期間		摘要
1	会津美里町	国道	401号	博士峠	15.7	H19実績	H19.12.30～H20.4.22	—
	H20実績					H21.1.16～H21.3.24	48日間短縮	
2	喜多方市	国道	459号	見頃峠	2.9	H19実績	H19.12.31～H20.3.21	—
						H20予定	冬期通行止め解消	通年通行
3	只見町	国道	252号	六十里峠	14.4	例年	12月初旬～4月下旬	—
						H20予定	H20.12.8～H21.4月中旬	20日間短縮
4	只見町	県道	小林館の川線	小川	1.2	H19実績	H19.12.31～H20.3.28	—
						H20予定	冬期通行止め解消	通年通行
合計			4路線	4箇所	34.2			

※その他の冬期通行止めの箇所についても、地域住民等からの要望のある重要な路線などで諸条件が整った箇所において、試験除雪を順次実施し、冬期交通不能区間解消等を図っていきます。

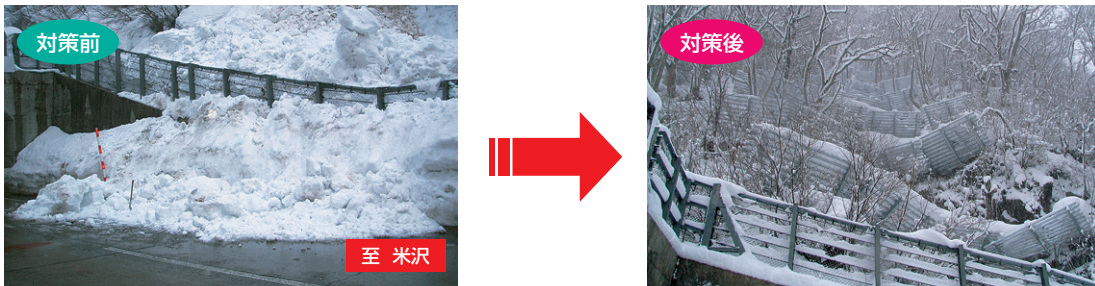
防雪事業（補助・地方道路整備臨時交付金事業）

雪崩や地吹雪、路面凍結の発生により危険が生じたり、自動車交通が不能となる箇所等に防雪施設の設置を行う事業です。

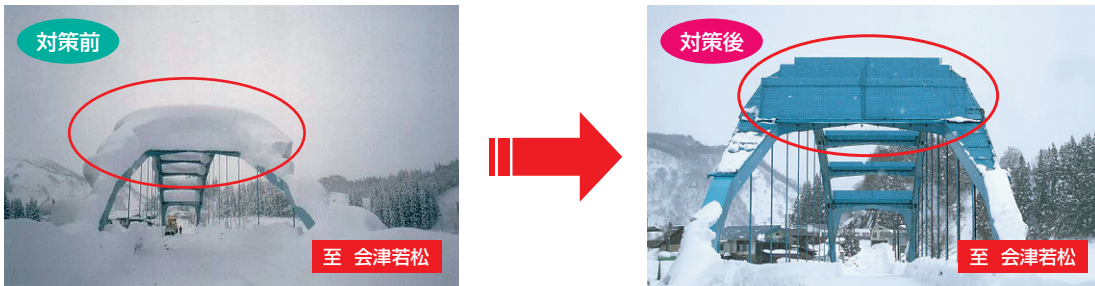
防雪施設（平成20年度の主な事業箇所）

- (1) 防災防雪
 - ①雪崩防止柵
 - 国道121号（熱塩2工区）喜多方市、国道401号（松坂工区）会津美里町 外
 - ②スノーシェルター
 - 国道289号（東2工区）南会津町
 - ③防雪柵
 - 国道294号（湊町工区）会津若松市、国道401号（小野川工区）昭和村 外
 - ④雪庇防止
 - 国道252号（蒲生橋工区）只見町
 - ※積雪地域の中路・下路橋における落雪等の防止を融雪施設により対策を図るもの。
- (2) 一般防雪
 - ①消融雪施設
 - 国道121号（鎌倉崎工区）南会津町、(主)喜多方会津坂下線（三丁目工区）喜多方市 外
 - ②雪量観測施設
 - 国道294号（福良工区）郡山市、(主)福島吾妻裏磐梯線（高湯工区）福島市 外

◆雪崩防止対策◆ 国道121号（熱塩2工区）喜多方市



◆雪庇防止対策◆ 国道252号（蒲生橋工区）只見町



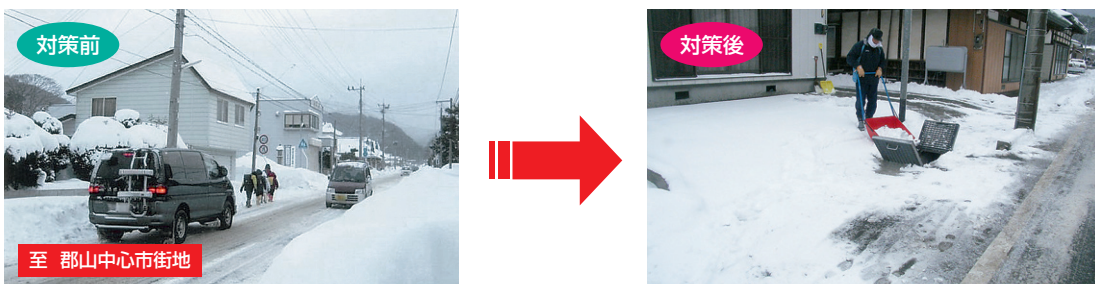
凍雪害防止事業（補助・地方道路整備臨時交付金事業）

人家連担地区の流雪溝を整備することや積雪期における堆雪により車線数の確保に著しく困難を生じている区間の整備など、効果的な除排雪を支援する事業です。

凍雪害防止施設（平成20年度の主な事業箇所）

- ①流雪溝
 - 国道401号（木伏工区）南会津町、(主)郡山湖南線（中野工区）郡山市 外
- ②堆雪幅の確保
 - 国道399号（板橋工区）福島市

◆流雪溝対策◆ (主)郡山湖南線（中野工区）郡山市



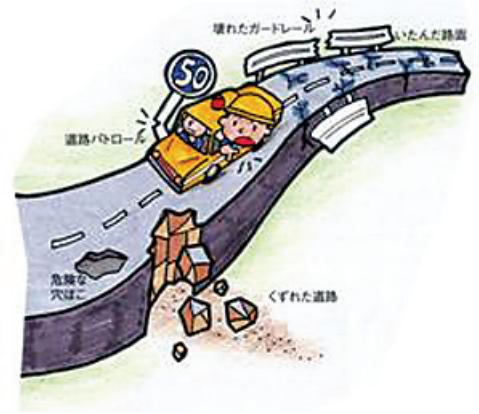


福島県新道路計画の基本方針と基本方針別整備計画

暮らし・安全（あんしん）

維持管理の充実を図るふくしまの道づくり

国道115号等の道路再生事業など
うつくしまの道・サポート制度の啓蒙及び導入など



道路維持補修事業（舗装補修事業含む）（県単独事業）

県管理道路の延長は5,603kmあり、道路の機能保全を図るため、維持補修を行う。

● 国道 118 号



県民の貴重な財産である道路を良好な状態に保全し、かつ、円滑な道路交通の確保と沿道の生活環境保全に資するため、維持管理の充実を図ることは、目下の重要な課題です。



● 一般国道 118 号 塙町上石井

清掃活動

路面清掃、側溝清掃、草刈り等、植栽管理



● 国道 294 号郡山市湖南町

道路長寿命化対策事業

将来にわたり道路を常時良好な状態に保つため、長寿命化を主眼に損傷施設等の修繕や老朽施設等の再生を行い、将来の維持管理費用を低減すると共に安全な道路交通を確保する。

●事業の概要

◆道路施設対策

老朽橋の増大対策として、発錆が著しい鋼橋の再塗装、床版の防水層設置、伸縮継手の非排水化など長寿命化のための対策を行う。

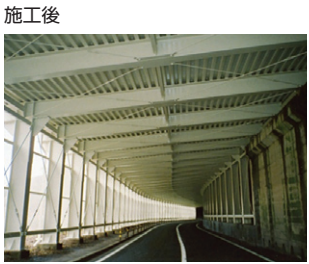
シェッドにおいて施設の損傷劣化を促進させる雨水等の侵入を遮断するため、防水工（雨仕舞）の修繕を行う。トンネル覆工コンクリートのひび割れや漏水に対し、樹脂注入や導水工などの修繕を行う。

◆舗装対策

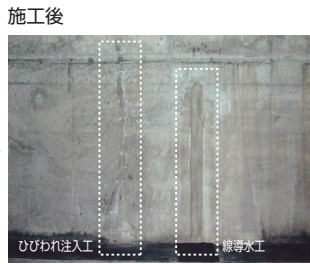
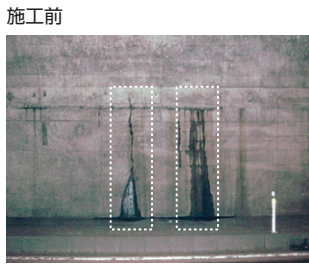
交通量の増加により舗装の損傷が著しい所について、路盤を含めた舗装を修繕する。併せて損傷の著しい防護柵等の付属施設の更新を行う。



(主) 黒磯棚倉線 白子2号橋 (棚倉町)



国道252号 大深沢スノーシェッド (金山町)



国道121号 日中トンネル (喜多方市)



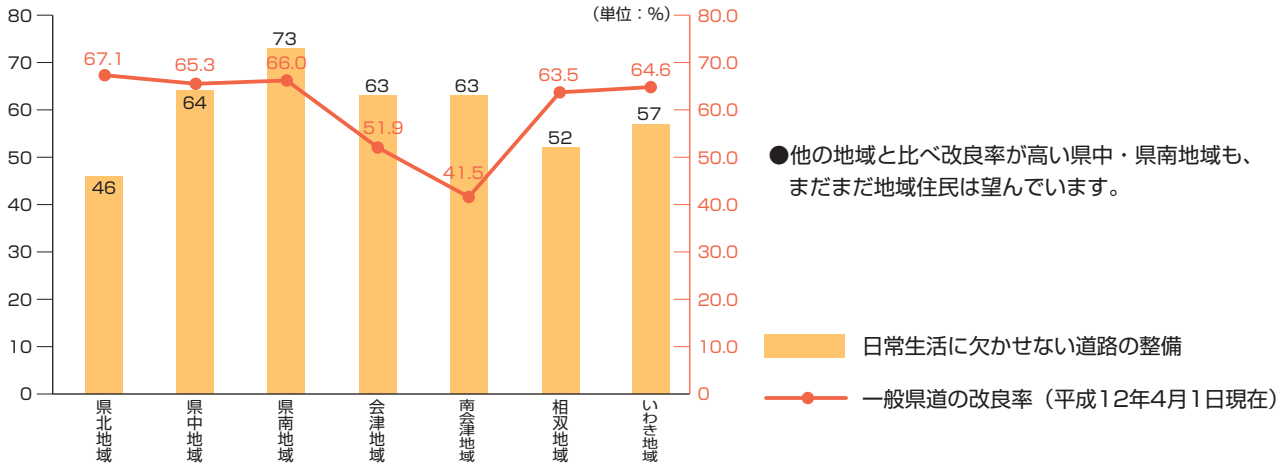
国道294号 (白河市)

ひとくちメモ

「がんばる地域の活力アップ ふくしまの道」～地域づくり等を支援する道路の整備～

この施策については、「日常生活に欠かせない道路の整備」を望む声が多く、各地域とも半数を超える数値となっています。

●地域別に見る日常生活に欠かせない道路の整備を望む割合

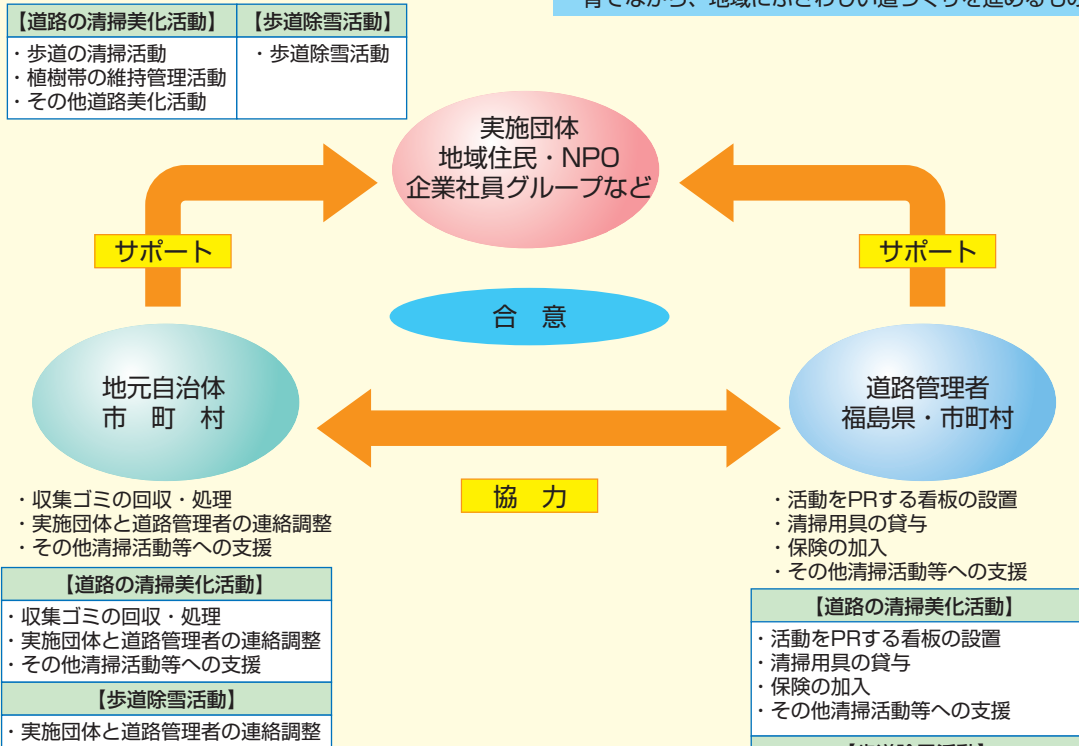




● うつくしまの道・サポート制度

◆福島県では、地域の方々が「みち」を慈しみ、きれいになりたいという気持ちから行われる道路美化清掃等のボランティア活動を支援する取り組みを平成12年度より行っております。

◆「うつくしまの道・サポート制度」は、近年の、ボランティア活動の活性化や行政への参加意欲の高まりなどを背景として、地域の方々と市町村、県の三者が協働して、道路の清掃、美化活動並びに歩道除雪活動を行うものであり、道路への愛着心を育てながら、地域にふさわしい道づくりを進めるものです。



● 合意団体数（道路の清掃・美化活動）

管内	合意団体数
県北建設事務所	24団体
県中建設事務所	18団体
県南建設事務所	19団体
会津若松建設事務所	11団体
喜多方建設事務所	9団体
南会津建設事務所	29団体
相双建設事務所	11団体
いわき建設事務所	27団体
合計	148団体

(H21.3現在)

● 合意団体数（歩道除雪活動）

管内	合意団体数
会津若松建設事務所	5団体
喜多方建設事務所	4団体
南会津建設事務所	4団体
合計	13団体

(H21.3現在)



原町区本陣前一丁目行政区



愛宕町シルバー友の会



山岡親慈会

福島県新道路計画の基本方針と基本方針別整備計画

環境・景観（うるおい）

自然環境や景観と調和したふくしまの道づくり

(一)河内郡山線(郡山市長者)等の電線共同溝整備事業など

● 電線共同溝整備事業

都市防災、良好な歩行空間及び都市景観の確保を図る。

● 無電柱化推進計画（平成16年度～平成20年度）

(H20.4.1現在)

市町村名	道路種別	路線名	都市計画道路名	箇所名	延長(km)	電共 (道共・県)	電共 (市)	街路 (県)	街路 (市)	施行中
福島市	直轄国道	4号		渡利	1.580	●				○
	主要地方道	福島飯坂線		森合	0.032	○				完了
	一般県道	庭坂福島線	腰浜町庭坂線	三河北町	0.165			○		完了
	一般県道	庭坂福島線	腰浜町庭坂線	三河北町	0.350			○		○
	市道	早稲町清明町1号線		早稲町	0.360		○			完了
二本松市	一般県道	二本松安達線	若宮野辺線	竹田	0.680			○		○
	一般県道	二本松停車場線	本町若宮線	本町	0.220	○				○
桑折町	直轄道路	4号		谷地	1.400	●				完了
本宮市	主要地方道	本宮熱海線	吹上荒町線	中條	0.256			○		完了
	一般県道	本宮停車場線	本宮停車場中條線	中條	0.128			○		完了
	直轄国道	4号		川向	0.470	●				完了
郡山市	直轄国道	4号		香久池二丁目	1.320	●				完了
	直轄国道	4号		大町二丁目	0.600	●				完了
	直轄国道	49号		開成三丁目	1.260	●				完了
	直轄国道	49号		城清水	1.930	●				完了
	直轄国道	49号		山崎	1.070	●				○
	一般県道	河内郡山線		朝日一丁目	1.440	○				○
	主要地方道	郡山停車場線	郡山駅夷担原線	駅前二丁目	0.740			○		完了
	市道	75号線	大町横塚線	大町二丁目	0.460			○		完了
須賀川市	補助国道	118号		八幡町	1.019	○				完了
	一般県道	須賀川二本松線	須賀川駅並木町線	大町	0.360			○		
白河市	補助国道	294号		西大沼	0.720	○				○
	補助国道	118号	亀賀門田線	西栄町	0.045			○		完了
会津若松市	補助国道	118号	亀賀門田線	中町	0.120	○				完了
	補助国道	118号	亀賀門田線	表町	0.300	○		○		
	補助国道	252号		七日町	0.600	○				○
	一般県道	喜多方停車場線	西小原北町線	町田	0.500	○		○		○
喜多方市	主要地方道	喜多方西会津線	西小原北町線	町田	0.100	○		○		○
	主要地方道	喜多方会津坂下線		一丁目	0.590	○				○
	補助国道	459号		一丁目	0.080	○				○
	市道	坂井四ッ谷線	坂井四ッ谷線	前田	0.384			○		完了
浪江町	補助国道	114号		権現堂	1.000	○				○
南相馬市	市道	環状1号線	環状1号線	旭町二丁目	0.320			○		
	直轄国道	6号		平長橋	0.460	●				完了
	直轄国道	6号		内郷御台境	0.540	●				完了
	主要地方道	小名浜平線		平谷川瀬双藤町	0.820	○				○
	主要地方道	小名浜平線	平磐城線	小名浜本町	0.800			○		○
	市道	十五丁目田町線	田町1号線	田町	0.100			○		完了
いわき市	市道	三丁目田町線	田町1号線	三丁目	0.070			○		完了
	市道	新川町谷川瀬線	新川町谷川瀬線	新川町	0.700			○		
	合計（無電柱化推進計画合意延長）				24.089					

●直轄箇所

平成21年度～25年度については、計画策定中

● 電線共同溝の整備実績と目標値

施策	項目	H16まで	H17実績	H18実績	H19実績	H20実績
電線共同溝の整備延長	目標整備量(km)	68.0	73.0	77.0	82.0	86.0
	累計整備量(km)	65.2	69.0	72.5	75.0	79.5
	整備率(%)	65.2%	69.0%	72.5%	75.0%	79.5%

※H20実績値については速報値。

※目標値は各年度予算状況等により達成が困難となる場合があります。

無電柱化の目的

1



安全で快適な歩行空間を確保します

電柱や電線類がなくなると、道路の見通しが良くなり、信号機や道路標識が見やすくなるなど、交通の安全性が向上します。また、歩道が広く使えるため、歩行者はもちろんベビーカーや車椅子を利用する人にも安全で利用しやすい（リアフリー）の歩行空間が形成されます。

2



都市景観を向上します

地上に張りめぐらされた電線類が道路の下部に収められるため、美しい街並みが形成されます。

3



都市災害を防止します

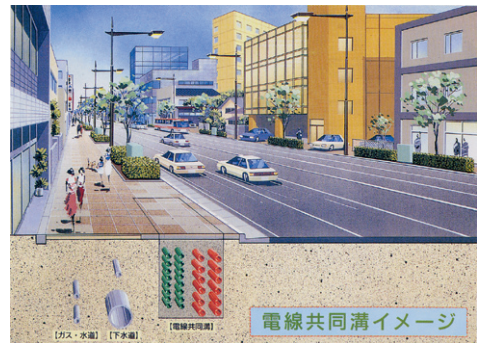
台風や地震といった災害時に、電柱が倒れたり、電線類が垂れ下がるといった危険がなくなります。

4



情報通信ネットワークの信頼性を向上します

今後ますます発達していく情報化社会に、情報通信ネットワークは広がる一方で、無電柱化することにより地震などの災害が起きた時の被害を軽減することができま



(一) 河内郡山線

施行前



施行後



福島県新道路計画の基本方針と基本方針別整備計画

暮らし・安全（あんしん）

思いやりを持ったふくしまの道づくり

国道288号(三春町北町)等のやさしい道づくりなど

● やさしい道づくり推進事業 (県単独事業)

1.事業の目的

近年、高齢化の進展と障がい者の社会参加を求める意識が高まり、すべての人々に快適性・安全性を提供できる歩道の整備が求められています。

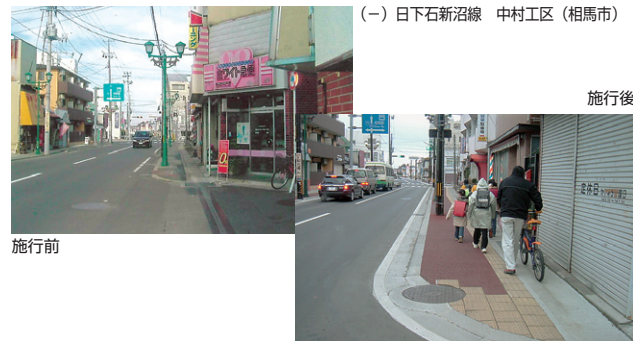
このような現状を踏まえ、平成5年度からやさしい道づくり推進事業を実施しており、すべての人に安全で歩きやすい歩行環境の整備を積極的に推進します。

2.事業の概要

(1) 事業の期間

平成5年度から事業に着手しており、今後は、平成19～21年度の第6次3箇年計画に基づいて整備を行います。

- 歩行者のための幅員確保
(車道の幅員を狭める、電柱や道路標識等の移設等)



(2) 事業の対象

病院や駅等の公共福祉施設周辺の県管理道路の歩道を対象とする。

(3) 事業の内容等

- ・ 歩道の段差改善
- ・ 視覚障がい者誘導用ブロックの設置
- ・ 水はね防止のための透水性舗装の実施
- ・ 電柱の移設
- ・ 歩道拡幅
- ・ 勾配の緩和
- ・ 休憩スペースの設置
- ・ バス停の改善(低床バス対応) など

- 高齢者などに配慮した休憩スペースの確保



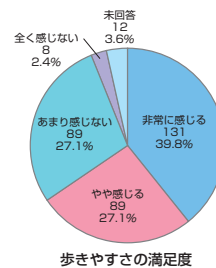
● やさしい道づくりに関するアンケート

やさしい道づくり推進事業の整備済み箇所を対象に、事後評価（満足度調査）を行い、客観的な数値データとして満足度を把握するとともに、満足されていない部分を解析することで、より良い事業内容、工事手法に改善していくことを目的として「やさしい道づくりに関するアンケート」を平成17年度から実施しています。

平成20年度のアンケートには329名の方々に協力を頂きました。
(配布部数611(7市町)、回収部数329、回収率54%)

その結果、**67%の方々に歩きやすくなった、(車椅子などで) 走行しやすくなったとの評価を頂き、やさしい道づくり推進事業の高い成果が認められたものの、目標としていた70%以上には僅かに及びませんでした。**

● 整備された歩道を歩いたり、(車椅子などで) 走行したりしていて、整備する前に比べて全体的に「歩きやすくなった」「(車椅子などで) 走行しやすくなった」と感じますか?に対する回答



評価	回答数
非常に感じる	131
やや感じる	89
あまり感じない	89
全く感じない	8
未回答	12
合計	329

「歩きやすくなった」「(車椅子などで) 走行しやすくなった」との評価 66.9% (220人/329人)

歩きやすさの満足度

● ユニバーサルデザインによる歩行環境の整備実績と目標値

施策	項目	H16まで	H17実績	H18実績	H19実績	H20実績
ユニバーサルデザインによる歩行環境の整備延長	目標整備量 (km)	360.0	400.0	450.0	500.0	560.0
	累計整備量 (km)	377.5	402.5	419.8	446.9	467.0
	整備率 (%)	55.5%	59.2%	61.7%	65.7%	68.7%

※H20実績値については速報値。

※目標値は各年度予算状況等により達成が困難となる場合があります。

今後は、今回低い評価を頂いた方々にも満足してもらえるよう、県民とともに創意工夫しながら、満足度70%以上を目標として事業に取り組むとともに、ハード整備だけでは補完できない部分を補う心のユニバーサルデザインの醸成にも努めていきます。

15 福島県の有料道路と観光事業

福島県道路公社の管理する有料道路

福島県道路公社の管理する有料道路は、主に観光道路で、全国でも有数の自然景観を誇る磐梯朝日国立公園に位置しています。

これらは、新緑から紅葉に至るまで様々な自然美を演出し、訪れる観光客を魅了しています。

近年は、休憩施設や駐車場等周辺環境の整備も進み、より一層利用者に好感の持てる環境が整いつつあります。

なお、他に、地域高規格道路の一部を有料道路事業で整備した路線もあります。



福島県道路公社（事業主体）

福島県道路公社は、福島県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うことにより、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もっと地方における住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、昭和46年6月1日に設立され、平成20年度末現在、4路線の有料道路を管理しています。



福島県の観光有料道路
マスコットキャラクター
「シャクリン」

有料道路のしくみ

事業主体が道路を整備するに当たり財源不足を補う方法として借入金を用い、完成した道路から通行料金を徴収してその返済に充てるというものであり、建設費等を償還した後は原則無料開放するというしくみになっています。



スカイラインの雪の回廊



トレッキングコースのガイド

“魅力いっぱい”、磐梯AZUMA、来て！見て！食べて！事業

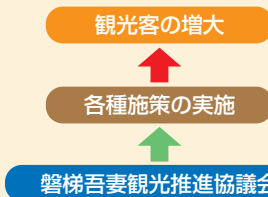
●事業の目的

本県を代表する観光地である磐梯吾妻地域において、関係団体が一体となって観光振興の事業を展開します。

●平成20年度の事業内容

- 周遊ルート戦略事業の実施
 - ・戦略キャンペーン
 - ・観光有料道路3路線セット券販売
- プロモーション事業等のキャンペーンへの協力・参加と各種PRの実施
 - ・トレッキングコースPR
 - ・長距離走チーム等の高地トレーニング誘致
 - ・写真コンテスト
 - ・うまいもんマップ作成

●期待される事業効果



高地トレーニング教室

●磐梯吾妻高原を日本のポルダールにしよう！

平成20年に、小中学生対象、シニア対象、市民ランナー対象の高地トレーニング教室を実施した。

磐梯吾妻高原を中心に、楽しみながら健康づくり・体力づくりのメニューに取り組むなど地域の魅力をアピールすることができた。

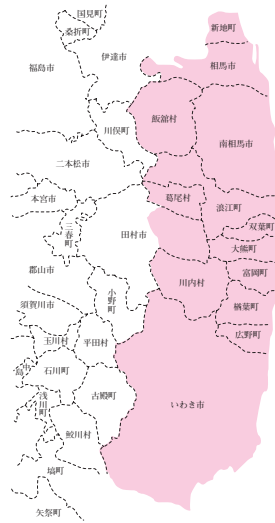
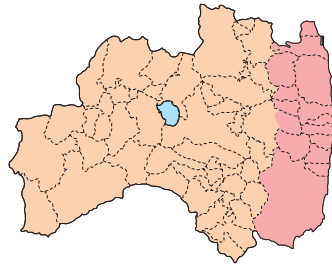
●福島県の有料道路の概要

有料道路名	区分	路線名	区間	延長(km)	事業費(百万円)	供用開始年月日 事業主体	最終償還 年度
ブール制	磐梯吾妻道路 (スカイライン)	主要地方道 福島吾妻裏磐梯線	福島市町庭坂字高湯 } 福島市土湯温泉町字鷲倉山	28.7	3,257	S34.11.6 日本道路公社	H25.7.24
	磐梯山有料道路 (ゴールドライン)	主要地方道 会津若松裏磐梯線	耶麻郡磐梯町大字更科字馬洗場 } 耶麻郡北塩原村大字檜原字湯平山	17.6	969	S45.6.1 福島県	H25.7.24
	第二磐梯吾妻道路 (レークライン)	主要地方道 福島吾妻裏磐梯線	耶麻郡猪苗代町大字若宮字吾妻山 } 耶麻郡北塩原村大字檜原字剣ヶ峯	13.1	1,774	S47.10.20 県道路公社	H25.7.24
福島空港道路 (あぶくま高原道路)	主要地方道 矢吹小野線		西白河郡矢吹町八幡町 } 石川郡玉川村大字小高	6.6	3,160	H13.3.27 県道路公社	H43.3.26

16 福島県の主要プロジェクト

福島県原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）に基づき、原子力発電施設等立地地域について、地域の防災に配慮しつつ、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に関し必要な事項を定め、当該地域の自立的かつ持続的な発展と一体的な振興を推進する計画です。

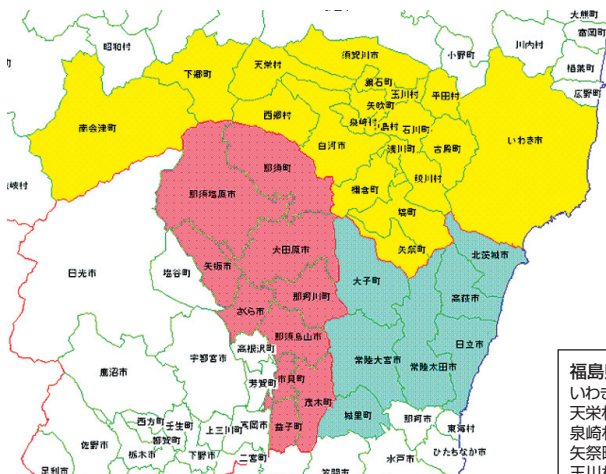
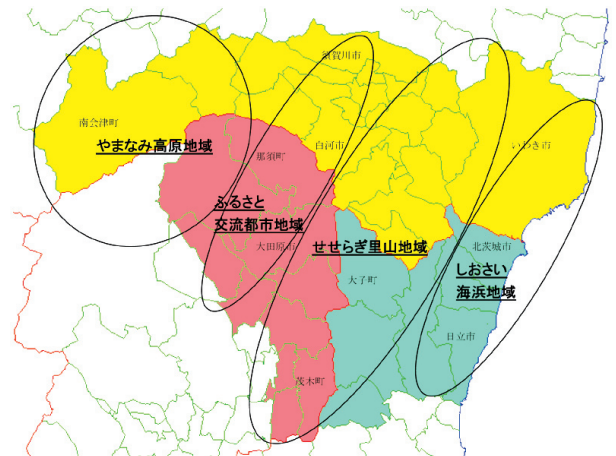


立地地域	楳葉町、富岡町、大熊町、双葉町、 広野町、浪江町、川内村、葛尾村、 いわき市、南相馬市、相馬市、新地町、 飯館村の4市7町3村
EPZ	楳葉町、富岡町、大熊町、双葉町、 広野町、浪江町の6町

※EPZ（Emergency Planning Zone）とは、県が地域防災計画（原子力対策編）において定めた防災を重点的に充実すべき地域の範囲。

F I T 構想

福島、茨城、栃木3県の県際地域であるF I T地域は、交通体系の整備の進展により、東京からの地理的優位性が高まっているとともに、豊かな自然環境、地域資源に恵まれ、さらに地震等の自然災害に対する安全性も高いなど、様々なポテンシャルを有する福島（F）・茨城（I）・栃木（T）の3県の県際地域（那須岳・八溝山を中心とする地域）が、これまで培ってきた交流・連携をもとに広域交流圏としてのさらなる発展を目指し、F I Tブランドの創出・育成、交流・二地域居住や広域観光交流の推進、交通体系や情報通信基盤等の整備など、連携して取り組むものです。



福島県
 いわき市、白河市、須賀川市、鏡石町、
 天栄村、南会津町、下郷町、西郷村、
 泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、
 矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、
 玉川村、平田村、浅川町、古殿町
 20市町村

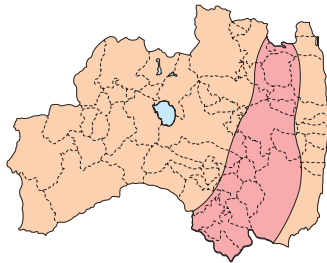
「福島県阿武隈地域振興プラン21」

阿武隈地域は、県土の約3分の1を占める広大な地域で、東京から概ね250km圏内に位置し、東北新幹線、東北自動車道、常磐自動車道や福島空港などの高速交通体系が身近に活用できるという地域的優位性を有し、豊富な森林資源に恵まれ、堅固な地盤であり、地震に対する安全性が極めて高い地域です。

阿武隈地域総合開発基本計画の終了及び阿武隈地域を取り巻く情勢が大きく変化していることから、今後の阿武隈地域のあり方について検討し、平成16年7月に「福島県阿武隈地域プラン21」を策定しました。

基本目標を「こころ豊かな生活をあぶくま地域で実現する『ふるさとあぶくま交流圏』の創造」とし、経済的な豊かさや都会的な快適さを追い求めてきたこれまでの価値観を転換し、豊かで美しい里山や澄んだ空気、助け合い精神と温かい心、伝統的な食文化や生活文化などを「あぶくまらしさ」と捉え、「あぶくまらしさ」を生かした地域づくりを進めることとしており、キーワードとして「ゆっくり（スローライフ）」「回す（循環）」「つなぐ（ネットワーク）」を示しています。

今後、この振興プランに基づき、「あぶくまらしさ」の確立と継承を進めるとともに、戦略検討組織を設置し、「あぶくまらしさ」を生かした交流の展開や景観づくり、産業の振興などについて検討しながら、阿武隈地域の魅力を高める戦略を着実に推進していきます

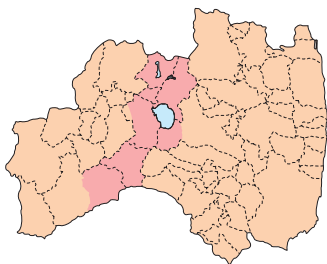


会津フレッシュリゾート構想

裏磐梯から、表磐梯・猪苗代周辺、会津若松市、南会津へ至る地域では、会津フレッシュリゾート構想に基づき、オールシーズン型高原リゾートとして、スキー場、マリーナ、ホテル等の整備が進められています。

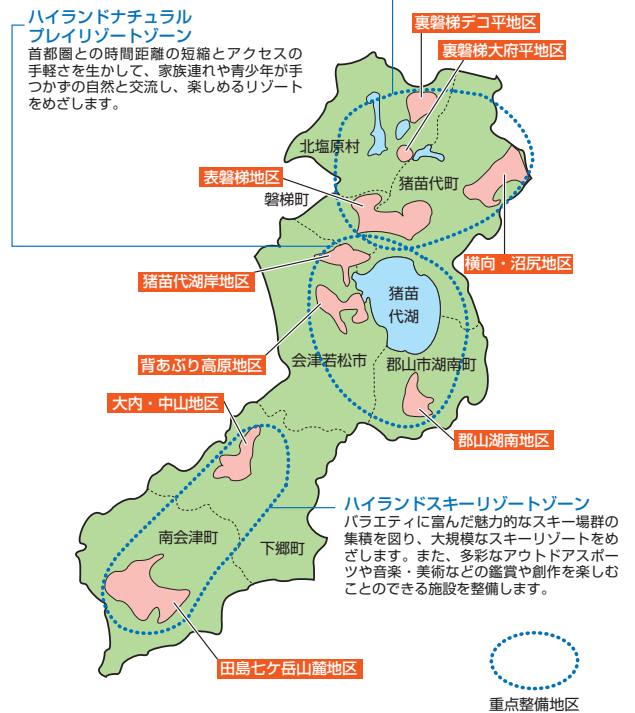
会津フレッシュリゾート地域は、日本を代表する美しい自然や歴史・文化資源に恵まれ、首都圏に近接しているという地理的優位性をもっていることから、さまざまな地域資源の活用や、ホスピタリティの向上等により、リゾートとしての魅力をさらに高めるとともに、PRや情報発信に努め、交流人口の拡大による地域の活性化を図ります。

また、自然環境の保全に配慮するとともに、景観形成重点地域に指定されている磐梯山・猪苗代湖周辺をはじめとする会津地域の優れた景観の保全・創造に努めます。



レイクサイドファミリーリゾートゾーン
全国第三位の面積と優れた透明度を誇る猪苗代湖の水際空間を活用し、ウォータースポーツの拠点を整備するとともに、湖を望む高原地区に特色あるリゾートの整備を進め、ファミリーで楽しめる施設の充実を図ります。

ハイランドナチュラルプレイリゾートゾーン
首都圏との時間距離の短縮とアクセスの手軽さを生かして、家族連れや青少年が手つかずの自然と交流し、楽しめるリゾートをめざします。



ハイランドスキーリゾートゾーン
バラエティに富んだ魅力的なスキー場群の集積を図り、大規模なスキーリゾートをめざします。また、多彩なアウトドアスポーツや音楽・美術などの鑑賞や創作を楽しむことのできる施設を整備します。



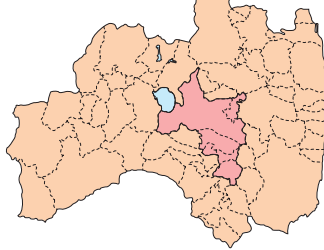


郡山地域高度技術産業集積活性化計画

郡山市、須賀川市を中心とする地域は、県の中央部に位置し、高速交通体系の整備の進展により、本県の交通の要衝となっているほか、郡山地域テクノポリス開発計画や頭脳立地構想に基づく取り組み等により、着実に高度技術産業の集積が進んでおり、本県産業進展を牽引する役割を一層高めていくことが期待されています。

このため、活力ある新事業の創出、地域産業の発展に向け、これまで培われた地域産業資源を活用し、独創的な発想・技術に基づく起業化が促進される風土を醸成するとともに、産学官による共同研究の推進、新事業の創出を総合的に支援する体制の構築等により、新事業創出のための基盤となる高度技術産業集積の維持・強化をめざします。

また、その技術的、経済的な効果を県内全域に波及させることにより、各地域の特性に応じた高度技術産業の導入、新事業の創出等、県土の均衡ある発展を図ります。

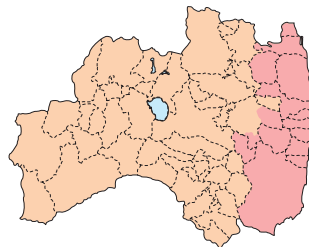


ふくしま沿岸域総合利用構想

太平洋に面する変化に富んだ約160kmの海岸線と、阿武隈地域の一部を含む沿岸域は、多様で豊かな自然や伝統文化などの資源を有しています。

また、常磐自動車道や重要港湾の整備が進められ、Jヴィレッジなどの広域交流拠点や港湾などの物流拠点の整備も進展していますが、当地域における資源の多面的な利用可能性をさらに引き出すことが重要となっています。

このため、幹線道路網の整備や広域観光拠点の整備等により魅力ある地域づくりを推進するとともに、常磐自動車道の整備効果を活用した地域内外との広域的な連携・交流を促進します。



「浜通り軸」の形成

中央都市ライン

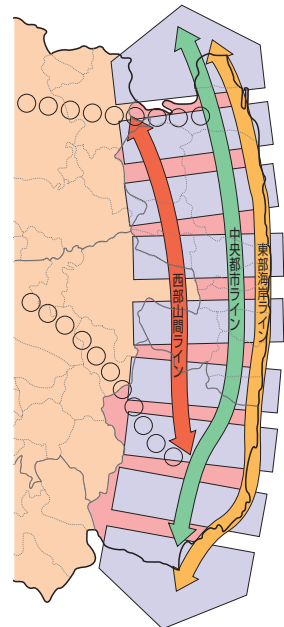
国道6号、J R常磐線沿いを中心に住宅地、商業施設、産業施設等が溜り込んでいる地域について、当地域の一体的な地域の形成に向けた根幹的な地域としての形成を目指します。

東部海岸ライン

海洋性レクリエーション施設の整備や電源立地の特性を利用した工業開発が進んでいる地域について、快適な親水空間地域の形成を目指します。

西部山間ライン

阿武隈地域を中心とする豊かな森林資材を有する地域について、豊かな農山村生活空間の形成を目指します。

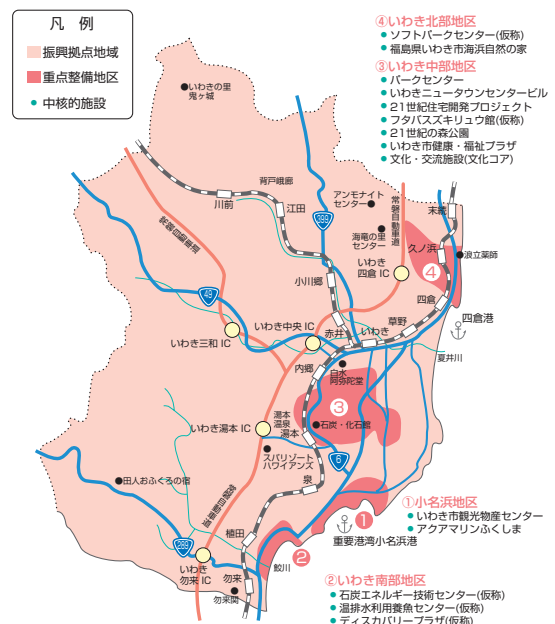
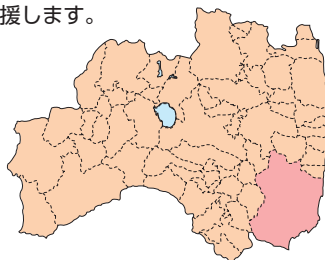


いわき振興拠点地域構想

本構想は、海洋とエネルギーをテーマにした文化・交流機能、地域産業を育成するための研究開発機能、研修・学習機能の集積を図り、当地域を海洋とエネルギーに関する産業・技術・文化・交流の拠点として整備することを目的としています。

これまで、いわき・ら・ら・ミュウ、アクアマリンふくしま、いわき海浜自然の家、いわきゆったり館などが整備されており、これらの施設が交流人口の拡大など当地域の振興に大きく寄与することが期待されています。

このため今後とも、中核的施設等の整備促進を図るとともに、それぞれの重点整備地区が相互に連携し、周辺地域を含めた広域的な振興拠点として形成されるよう支援します。

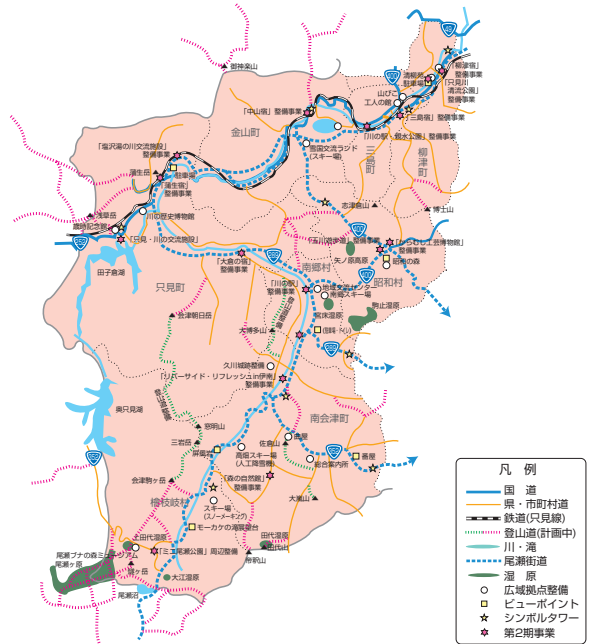
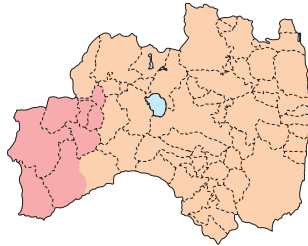


新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業

只見川電源流域の地域は、豊かな自然の中に四季折々の行事等がいきいきと息づいており、正に地域のトータルイメージを「歳時記の郷・奥会津」と呼ぶにふさわしい地域であり、うるおいのある生活環境と美しい農山村の景観を維持・形成していくことが求められています。

このため、「尾瀬の自然と奥会津の文化」の保全と創造に向け、流域7町村が連携した取組を行う、新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業を支援します。

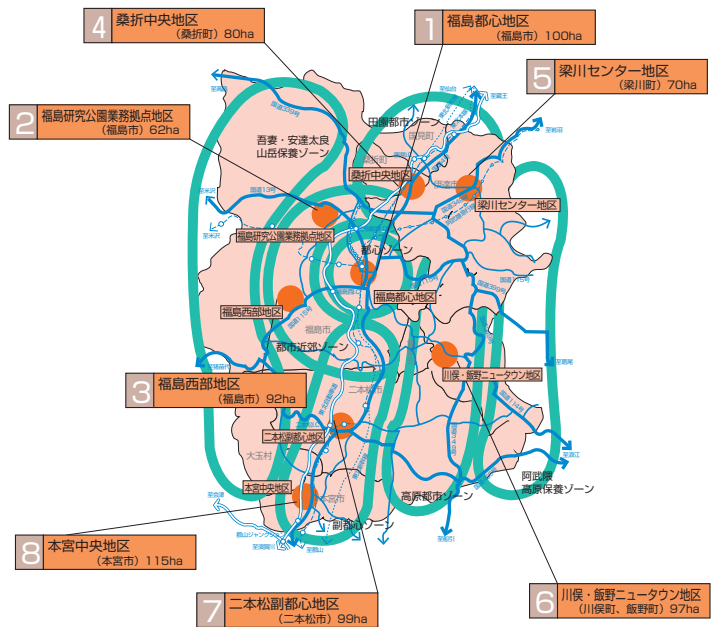
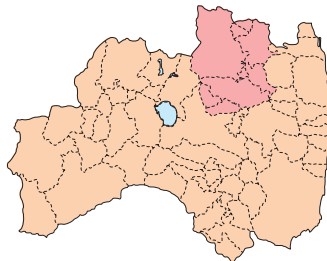
この事業に基づき、自然との共生を図りながら「尾瀬街道」で結ばれた広大な圏域において、水源の地である奥会津にふさわしい生活の創造をめざした事業を展開し、地域に息づく文化等を生かした個性的で魅力的な圏域づくりを進めます。



福島地方拠点都市地域整備事業

福島市を中心とする県北地域8市町村で構成される福島地方拠点都市地域は、広域交通条件の向上により産業・業務機能立地のポテンシャルが大きく高まってきており、隣接する仙台、山形都市圏との連携による広域都市圏の形成、さらに新しい国土軸形成の要となる位置にあたります。

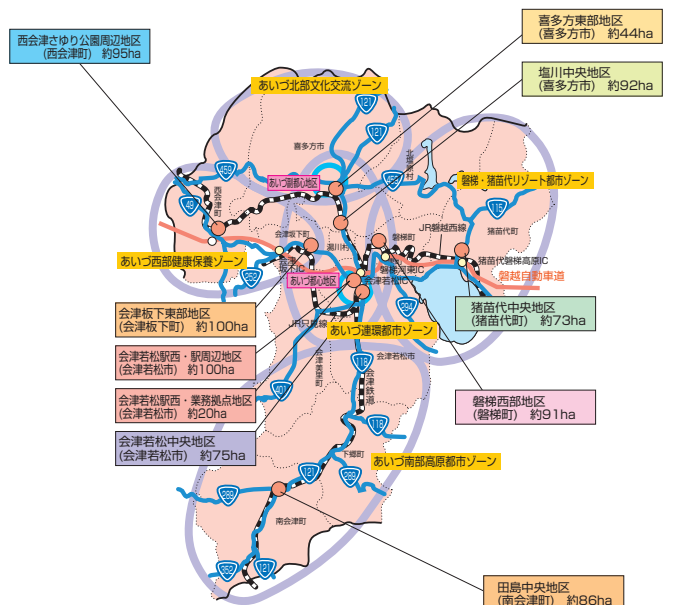
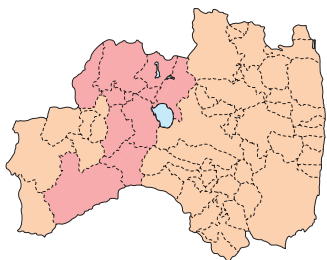
当地域においては、(平成5年から概ね10年間を目標期間とした基本計画に基づいて)「美・遊・知・ふるさとふくしま都市圏」をキャッチフレーズに、8つの拠点地区(事業を重点的に実施する地域)を設け、既存の行政・教育・文化・医療等の中枢機能の拡充、産業業務機能の高度化、高次都市機能の新たな導入、並びに豊かな居住環境の整備を図るとともに、多様な就業機会の確保と美とにぎわいのある魅力あるまちづくりの推進により、若者を中心とする人口の還流促進を図り、「職・住・遊・学」の備った総合的な生活空間の創造を目指します。



あいづ地方拠点都市地域整備事業

会津若松市を中心とする会津地域の2市7町2村で構成されるあいづ地方拠点都市地域は、会津フレッシュリゾート構想の推進が図られているほか、磐越自動車道の開通による高速交通体系の整備が進み、また、会津大学の開学により地域の発展性が高まっています。

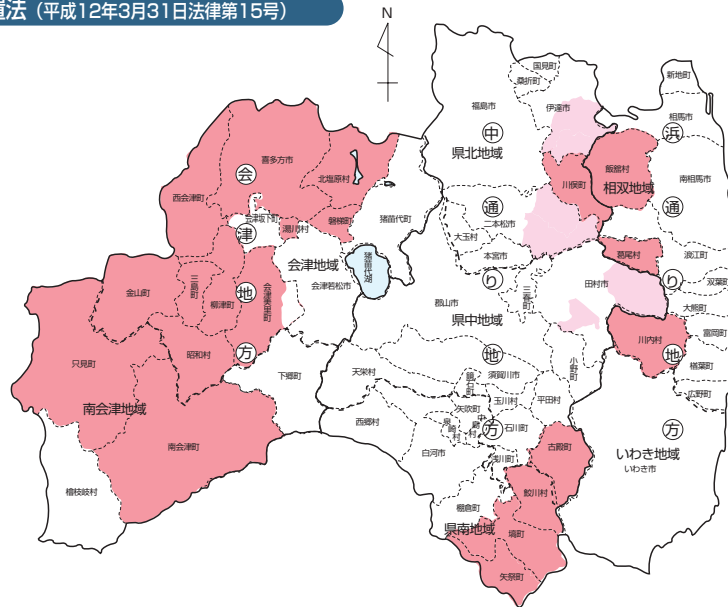
当地域の整備は、国土及び県土形成における位置づけや地域ポテンシャルを活かしつつ、「職・住・遊・学」の備った新しい総合的な生活空間「F・I・N・Eステージ：交流都市圏あいづ」の創造を目指します。





17 特別法の指定地域

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年3月31日法律第15号）



（目的）

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置法を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としています。

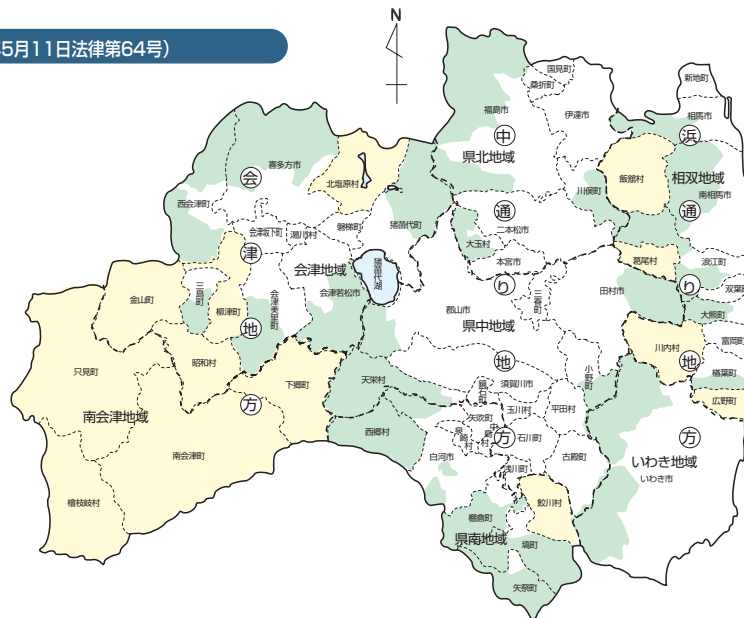
（指定地域）

喜多方市・川俣町・只見町・南会津町・北塩原村・西会津町・磐梯町・湯川村・柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町・矢祭町・埴町・鮫川村・古殿町・川内村・葛尾村・飯館村

（一部指定地域）

二本松市・田村市・伊達市

山村振興法（昭和40年5月11日法律第64号）



（目的）

国土の保全、水源のかん養・自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的としています。

（指定地域）

〔全地域指定〕

下郷町・檜枝岐村・只見町・南会津町・北塩原村・柳津町・金山町・昭和村・西郷村・鮫川村・広野町・川内村・葛尾村・飯館村

〔一部地域指定〕

福島市・会津若松市・郡山市・いわき市・白河市・喜多方市・相馬市・田村市・南相馬市・川俣町・大玉村・天栄村・西会津町・猪苗代町・三島町・会津美里町・棚倉町・矢祭町・埴町・小野町・榎葉町・大熊町・浪江町

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）

〔目的〕

積雪が特になほはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与することを目的としています。

〔全指定〕

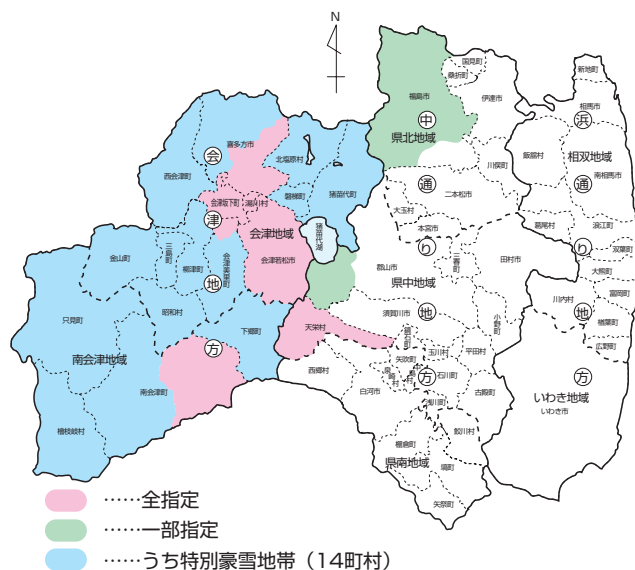
会津若松市・喜多方市・天栄村・下郷町・檜枝岐村・只見町・南会津町・北塩原村・西会津町・磐梯町・猪苗代町・会津坂下町・湯川村・柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町・

〔一部指定〕

福島市・郡山市

〔特別豪雪地帯〕

喜多方市（一部）・下郷町・檜枝岐村・只見町・南会津町（一部）・北塩原村・西会津町・磐梯町・猪苗代町・柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町（一部）



● 市町村別指定状況一覧表

（注）○全域指定 △一部地域指定

市町村	豪雪地帯	特別豪雪地帯	振興山村	過疎地域	広域市町村圏	豪雪地帯	特別豪雪地帯	振興山村	過疎地域	広域市町村圏	豪雪地帯	特別豪雪地帯	振興山村	過疎地域	広域市町村圏	豪雪地帯	特別豪雪地帯	振興山村	過疎地域	広域市町村圏	
福島市	△		△		福	天栄村	○		△	郡	中島村				白	双葉町				双	
会津若松市	○		△		会	下郷町	○	○		南会	矢吹町				白	浪江町			△	双	
郡山市	△		△		郡	檜枝岐村	○	○	○	南会	棚倉町			△	白	葛尾村			○	○	双
いわき市			△			只見町	○	○	○	南会	矢祭町			△	白	新地町					相
白河市			△		白	南会津町	○	△	○	南会	塙町			△	白	飯館村			○	○	相
須賀川市					郡	北塩原村	○	○	○	喜	鮫川村			○	白						
喜多方市	○	△	△	○	喜	西会津町	○	○	△	喜	石川町				郡						
相馬市			△		相	磐梯町	○	○		会	玉川村				郡						
二本松市				△	安	猪苗代町	○	○	△	会	平田村				郡	県計	20	14	37	23	59
田村市			△	△	郡	会津坂下町	○			会	浅川町				郡	安－安達地方広域行政組合					
南相馬市			△		相	湯川村	○		○	会	古殿町			○	郡	福－福島地方広域行政事務組合					
伊達市				△	福	柳津町	○	○	○	会	三春町				郡	郡－郡山地方広域市町村圏組合					
本宮市					安	三島町	○	○	△	会	小野町			△	郡	白－白河地方広域市町村圏整備組合					
桑折町					福	金山町	○	○	○	会	広野町			○	双	会－会津若松地方広域市町村圏整備組合					
国見町					福	昭和村	○	○	○	会	楢葉町			△	双	喜－喜多方地方広域市町村圏組合					
川俣町			△	○	福	会津美里町	○	△	△	会	富岡町				双	南会－南会津地方広域市町村圏組合					
大玉村			△		安	西郷村			○	白	川内村			○	○	双	双－双葉地方広域市町村圏組合				
鏡石町					郡	泉崎村				白	大熊町			△	双	相－相馬地方広域市町村圏組合					



県管理道路の道路交通規制情報がご覧になれます。

パソコンから→<http://www.pref.fukushima.jp/douro/kisei/>

携帯電話から→<http://mobile.pref.fukushima.jp/mobile/douro/>

お出かけ前に! 峠道などの状況をパソコンから確認できます。

冬場の峠道、天気や道路の状況が気になります。そんなときは、こちら。

リアルタイムで現地の状況が確認できます。

その他、空港などのライブカメラへもアクセスできます。

パソコンから

<http://www.pref.fukushima.jp/douro/kanri/dourokamera.html>

●H20.4.1現在、カメラ設置箇所一覧

会津地方	中通り	浜通り
<p>■喜多方地方</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼阿賀川 国土交通省北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 ▼国道121号 大峠道路 (大峠・日中総合管理事務所) <p>■会津若松地方</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼国道49号 国土交通省東北地方整備局 郡山国道事務所 <p>■南会津地方</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼管内道路情報 (南会津建設事務所) 	<p>■県北地方</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼国道13号線 栗子峠 国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所 ▼阿武隈川 国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所 ▼管内道路情報 (県北建設事務所) ▼原町・川俣線 水境峠 (相双建設事務所) <p>■県中地方</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼管内道路情報 (県中建設事務所) ▼こまちダム (県中建設事務所) ▼国道49号 国土交通省東北地方整備局 郡山国道事務所 ▼阿武隈川 国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所 ▼福島空港 (福島空港事務所) <p>■県南地方</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼管内道路情報 (県南建設事務所) 	<p>■相双地方</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼国道115号 相馬市東玉野 (相双建設事務所) ▼国道115号 相馬市落合 (相双建設事務所) ▼原町・川俣線 南相馬市八木沢峠 (相双建設事務所) ▼原町・川俣線 南相馬市沢見橋 (相双建設事務所) <p>■いわき地方</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼国道49号 長沢峠 国土交通省東北地方整備局 磐城国道事務所

※状況により、確認が不可能な場合があります。